

令和6年1月25日

珠洲市立飯田小学校  
保護者 様

珠洲市立飯田小学校  
校長 四十住 基子  
< 公印省略 >

## 昼食提供と学校給食の違いについて（お知らせ）

本校の学校再開に際しまして、保護者の皆様におかれましては、多方面に亘り、ご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

1月15日の学校再開時より、珠洲市教育委員会の配慮により簡単な昼食を提供させていただいています。しかしながら、この昼食提供と本来の学校給食は、以下のような違いがあることを、保護者の皆様に予めお伝えさせていただきます。

### <違いについて>

#### 1 学校給食について

##### ①学校給食には目的があります。

「学校給食法」（平成20年6月18日法律第73号）第2条に「学校給食の目標」が掲げられています。実施の際は、特にエネルギー量や栄養バランスに気を付けて行っています。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 <以下略>

##### ②安全安心な提供のために、学校給食にはいくつかの守るべき基準があります。

「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行され、以下の基準に則って提供されています。特に、新鮮で安全な食品の購入、食品の検収・保管や、調理過程、配送及び配食、アレルギー対応に注意し、厳密な検食や検査等を行って、安全実施に努めています。

- 一 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準
- 二 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準
- 三 衛生管理体制に係る衛生管理基準
- 四 日常及び臨時の衛生検査

#### 2 昼食提供について

- 臨時的に、非常食と水を中心に提供しています。

本来の「学校給食」とは目的と実施基準に違いがあることをご承知おきください。